

**たかまつイノベーション創出支援補助金
(高松市需要開拓促進事業(研究開発)補助金)**

Q & A

NO	質問	答え	掲載日
1	補助対象者となる中小企業者の具体的な定義はありますか。	独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号のいずれかに該当する中小企業者をいいます。具体的には、P2の表を参照してください。	R7.4.1
2	補助対象経費の支払は事業完了日後でも構いませんか。	補助対象経費の支払は、事業完了日までに完了させてください。	R7.4.1
3	いつまでに商品化することを目指した事業が対象ですか。	交付申請日からおおむね3年以内の商品化を目指す事業が対象です。	R7.4.1
4	市外に住民票があり、市内で個人事業を営んでいるが、補助対象ですか。	対象ではありません。 個人の場合は、住民票上の住所が高松市内、法人の場合は、履歴事項全部証明書上の本店又は主たる事務所の住所が高松市内である必要があります。	R7.4.1

本補助金における中小企業者の定義

独立行政法人中小企業基盤整備機構法第2条第1項各号のいずれかに該当するもの。

A.下記のいずれかを満たす会社及び個人		
業種の分類※	資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
①製造業・建設業・運輸業その他の業種	3億円以下	300人以下
②卸売業	1億円以下	100人以下
③サービス業	5千万円以下	100人以下
④小売業	5千万円以下	50人以下
⑤ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
⑥ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
⑦旅館業	5千万円以下	200人以下
B.その他団体等		
・企業組合、協業組合、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会 ・生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会（直接又は間接の構成員の2/3以上が、資本金の額若しくは出資の総額5千万円（卸売業は1億円）以下の法人又は常時50人（卸売業又はサービス業は100人）以下の従業員数） ・酒造組合、酒造組合連合会、酒造組合中央会（直接又は間接の構成員たる酒類製造業者の2/3以上が、資本金の額若しくは出資の総額3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員数） ・酒販組合、酒販組合連合会、酒販組合中央会（直接又は間接の構成員たる酒類販売業者の2/3以上が、資本金の額若しくは出資の総額5千万円（酒類卸売業者は1億円）以下の法人又は常時50人（酒類卸売業者は100人）以下の従業員数） ・内航海運組合、内航海運組合連合会（直接又は間接の構成員たる内航海運業者の2/3以上が、資本金の額若しくは出資の総額3億円以下の法人又は常時300人以下の従業員数） ・技術研究組合（直接又は間接の構成員の2/3以上が、中小機構法第2条第1項第1号から第7号までに規定する中小企業者であるもの）		

※ 業種の分類は、日本標準産業分類に基づく。